

親族同意書について

家庭裁判所は、申立ての内容や誰が後見人（保佐人，補助人）として適当であるかなどについて，親族の皆さんの意見を参考にして手続きを進めています。

意見を聴かなければならない親族としては，将来，本人の相続人となる立場の方などで，本人の配偶者や子どもです。配偶者や子どもがいない場合は，両親，きょうだいです。

親族の皆さんに異論がない場合，申立時に，皆さんの同意書を提出していただきますと，比較的速やかに手続きが進みます。

親族が遠方にいたり，これまでの経緯から同意を得るのが難しいといった事情がある場合には，申立時に，同意書を提出していただかなくてもけっこうですが，その具体的事情については，申立てをされる方（申立人）において，その説明をしていただく必要がありますので，同意書を提出できない方の具体的事情について，「本人に関する照会書」の4(2)に詳しくご記入ください。

この同意書には，同意をされるご親族が必ず署名押印をしてください。

なお，場合によっては，家庭裁判所が同意の内容について直接確認することもあります。

しんぞくどういしょ  
親族同意書

と やま かていさいばんしょ しぶ さいばんかん  
富 山 家庭裁判所 支部 裁判官 殿

1 わたし ほんにん  
私は、本人 \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ です。

2 わたし かていさいばんしょ こうけん  
私は、家庭裁判所に申し立てられている、（ 後見 ・  
ほ さ ほじょ かいしじけん つぎ どうい  
保佐 ・ 補助 ） 開始事件について、次のことに同意し  
ます。

(1) ほんにん こうけん  
本人 \_\_\_\_\_ について、（ 後見 ・  
ほ さ ほじょ かいし しんばん  
保佐 ・ 補助 ） 開始の審判をすること。

(2) ほんにん こうけんじん ほさにん ほじょじん  
本人の（ 後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 ）に、  
こうほしゃ また かていさいばんしょ  
候補者である \_\_\_\_\_ 又は家庭裁判所の  
せんじん だいさんしゃ せんもんしよくとう しゅうしよく  
選任する第三者（専門職等）が就職すること。

どういしょ さくせい ねんがつび きにゅう  
この同意書を作成した年月日を記入してください。

平成 年 月 日

住所 〒

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

固定または携帯電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_